



| 〒227-0062 | 横浜市青葉区青葉台2-2-5 | 松本ビル5F | TEL 045 (984) 1551 代 | FAX 045 (984) 3389

◆ 2月の税務と労務

国 税/令和6年分所得税の確定申告

2月16日~3月17日 (還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税/贈与税の申告 2月1日~3月17日

国 税/1月分源泉所得税の納付 2月10日

国 税/12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 2月28日

国 税/6月決算法人の中間申告 2月28日

国 税/3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間 申告(年3回の場合) 2月28日

国 税/決算期の定めのない人格なき社団等の法人 税の確定申告及び納付 2月28日 何月) FEBRUARY 11日・建国記念の日

23日・天皇誕生日 24日・振替休日

| | 一月一 | 一火一 | 一水一 | 一木一 | 金 | - |
|----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| • | ٠ | ٠ | ٠ | ٠ | ٠ | 1 |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | • |

地方税/固定資産税(都市計画税)第4期分の納付 市町村の条例で定める日



e-Tax 機能の充実化 昨年より、e-Tax のWEB型ソフト「WEB版」と「SP版」が、「e-Tax ソフト(WEB版)」に統一され利用しやすくなっています。また、マイページから確認できる情報の拡充や、スマホ用電子証明書に対応しマイナンバーカードを読み取らなくてもスマホ申告が可能になるなど、機能の充実化が進められています。



人に

つき3

額

配偶者または

チェックリストがありますので、な対象者や注意点をまとめた な17と対日納 まし 税の期 「です。 用ください。 年も確定 令 次頁に 限和 6年 は、 申 告 点をまとめた 令和7日の時期 確定 申 で 生 年 ま り に な り

額 減 税

得和税が 金額 の納税者 6年分の できる人は、 減 定 額 税 和 はが実施に を 1 1805万円以下の人の所得税に係る合計所者である居住者で、令人は、令和6年分所得税の適用を受けること だされがの所 得税 ています。 では、 定

定

日 告書等作品 国税庁のホー

のホームページには、「

成コーナー」

があ

確定申告書等作成コー

ります。ここでは、

腔除 0) 額 は 本 人 3 万 円

内申でに 沿告、沿

る給. ても、 は、 ます 税額を計算することになります。復興特別所得税を加算して、年す。定額減税額控除後の税額に さらに定 から住宅ローン控除などを行金額に税率を乗じて求めた超所得金額を求めます。課税所 可 ても、令和6年6月以後に主たますが、制限を超える人であっますが、制限を超える人であっ定額減税には所得制限があり 所 能性があ 0) 得 確定申告では、 与の支払者から受ける給与 :控除の額を差し引いて課税 ずれも居 へ額 税が適 りま 減 税 ず。 ま 額を控除しま 者に限 過用され 間の源 確定 **冰めた税額** 課税所得 所 金額から いります。 中告 れている i, で

確定申告の誤りやすい事

例

訳書等の作成や e-Taxによ告書や青色申告決算書・収支、所得税や消費税、贈与税の沿って金額等を入力するだけます。ここでは、画面の案内ます。 す。 そ の や ŋ 0) (含には、確定申告をする必要がます。このような収入があるが払戻金なども、一時所得にな P 生例 命① 収入は一時所得になり _ 時金を受け取った場合、保険会社などから、満期 競馬などの 公営競技 Í

ら所得税のすべナーについて、 示される画面もデザインが統で提供)。さらにパソコンで費税と贈与税では、一部の画 の作成や e-Tax送信がホで読み取らなくても、 ホ さ 供されることになりました る ようになりました。 マ ·用電子証明書を利用することまた令和7年1月から、スマ H 証 ホでも操作しやすい 所得税のすべての 送信をすることが れ、操作性が向上しています。 マイナンバーカードをスマ 明書については、 ~ | 令和7 ジをご覧 画 スマホ用 でき デジタ ができる 画 面 申告書 i で、 成 ま 面 で表面消提スか コ ル 電

する必要があります。海外で表払わた所得としては、国外で支払われる預貯金等の利子や、国外に ある不動産の貸付や譲渡による 収益などが挙げられます。これ た所得であっても、確定申告し た所得であっても、確定申告に きめる必要があります。海外で得 合り居例 (2) ――― で国 得内 た所 で 得も た 所 申告

事

必め に特確特 ・ップ 例の なりま 寄附金控除の計算をする特例の申請をした分も含 適 7例の申請をした分ます。そのため、 ワ適用に関する申請が ワンス が無効 合 プ

確定申告チェック表

① 確定申告が必要な人

| 区分 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 |
|-----------|--|---|-------|
| 対象者 (主な例) | 個人で事業を行い、または不動産収 入があり、納税額がある | 青色申告決算書・収支内訳書の添付が必要 | |
| | 給与収入が年間2,000万円を超える | | |
| | 給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える | 還付申告の場合は20万円以下の場合も含めて申告 | |
| | 2か所以上から給与をもらっている | | |
| | 同族会社の役員等で、その同族会社 から給与の他に貸付金利子や賃借料 などの支払いを受けた | | |
| | 公的年金等に係る雑所得の金額から 所得控除を差し引くと残額がある | 公的年金等の収入金額が400万円以下で、その全部が源泉徴収対象の場合、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は申告不要 | |
| | 外国企業から受け取った退職金など、 源泉徴収されていない退職金がある | | |
| | 譲渡所得や山林所得などの各種所得 があり、納税額がある | 損益通算をできる損失は、不動産・事業・譲渡・山林所得のみ ※譲渡は、一定の居住用財産以外の土地・建物等を除く 業務に係る雑所得で一定の人は、収支内訳書の添付が必要 | |

② 確定申告の際の注意点

| 区分 | 項目 | チェック内容 | チェック欄 | |
|------------|---------------|--|-------|--|
| 所得控除(主な例) | | 補てん金は、未収であっても見積もりにより計上 | | |
| | 医療費控除 | 差引負担額から所得金額の5% (最高10万円) を差し引く | | |
| | | 医療費控除の明細書の添付が必要、領収書は5年間保管 | | |
| | 寄附金 | 領収書・証明書等の添付が必要 | | |
| | 特定扶養親族 | 対象者は、扶養親族のうちH14.1.2~H18.1.1生まれの人 | | |
| | | ひとり親控除の対象者を除く、合計所得金額が500万円以下 | | |
| | 寡婦控除 | 夫と死別の場合は扶養親族要件なし、離別の場合は扶養親族要件あり | | |
| | ひとり親控除 | 合計所得金額が500万円以下、子の所得48万円以下、事実婚の状況にない | | |
| | 配偶者控除・配偶者特別控除 | 合計所得金額が1,000万円超は適用不可 | | |
| 税額控除 (主な例) | 配当控除 | 控除額:課税総所得金額が1,000万円以下は10%、1,000万円 を超える部分は5% | | |
| | 住宅ローン控除 | 合計所得金額が2,000万円超(特例居住用家屋・特例認定住宅等は1,000万円超)は、適用不可添付書類 (1) 新築・中古家屋の場合 ① 家屋(土地)の登記事項証明書 ② 請負契約書 又は 売買契約書の写し ③ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 (2) 増改築等をした家屋の場合 上記(1)の書類の他に、次のいずれかの書類 ① 建築確認済証の写し ② 検査済証の写し ③ 増改築等工事証明書 | | |
| | 定額減税額 | 「令和6年分特別税額控除」欄に、人数と金額を記載 | | |
| その他 | 源泉徴収税額 | 未払いの源泉所得税額も含めて記載 | | |
| | 予定納税額 | 第1期・第2期とも、未納があっても記載する | | |
| | 第3期分の税額 | 納税の場合は、100円未満の端数を切り捨て | | |



特定贈与者が年の途中で 死亡した場合

60歳以上の父母や祖父母などから18歳 以上の子や孫などに対して財産を贈与した 場合、相続時精算課税制度を選択すること ができます。この制度は、贈与者ごとに選 択をすることができます。選択をした贈与 者(以下「特定贈与者」)が亡くなった時の 相続税の計算では、相続財産の価額にその 亡くなった特定贈与者から贈与を受けた財 産の贈与時の価額のうち一定の金額を加算 して相続税額を計算します。

この制度により2人以上の特定贈与者か ら贈与を受けた後、それらの特定贈与者の

うち1人が年の途中で死亡した場合、相続 税と贈与税の課税価格に加算される金額は どのように計算するのでしょうか。

例えば、父から1.000万円、母から100 万円の贈与を受けた後、父が死亡した場合 には、父の死亡に係る相続税の課税価格に 加算される金額は900万円、母からの贈与 により取得した財産に係る贈与税の課税価 格に算入される金額は90万円になります。 これは、父から贈与により取得した財産と 母から贈与により取得した財産を合算した ところで父母それぞれの相続時精算課税に 係る基礎控除額を算出し、相続税の課税価 格に加算される金額と贈与税の課税価格に 算入される金額を計算した結果です。具体 的には、次の計算式で計算されます。

(1) 父の死亡に係る相続税の課税価格に加算される金額

1,000万円〈父からの贈与分〉

1,000万円〈父からの贈与分〉- (110万円× 1,000万円〈父からの贈与分〉+ 100万円〈母からの贈与分〉) = 900万円

(2) 母からの贈与に係る贈与税の課税価格に算入される金額

100万円〈母からの贈与分〉

帳

簿

書

類

の

期

間

100万円〈母からの贈与分〉- (110万円× 100万円〈父からの贈与分〉+ 100万円〈母からの贈与分〉) = 90万円

書間 は、 同は、その事業年度これらの帳簿書類な σ 提出期限 例 えば 0 和7 翌日 などの 度 か $\widehat{\mathcal{O}}$ 年 が確定申 · 2 28

どの書 その取引を記録することや、定元帳などの帳簿を備え付け 簿と取引等に関して作成や受領 した契約書や注文書、 法 類を保存する義務が などの帳簿を備え付けて は、 領収 帳や あ

成税法年 年 4 た事 め計 あ 出期限になりますので、令和同年4月30日が確定申告書の 日 いられている。 ただし、 りま で 業年度で 月 **浸など一定の場合には 耒年度で欠損金が生じたし、青色申告書を埋** 上の 30日 4 す。 9 年間) 保存期間 ます。 存期間 なお、会社法上の4、まで保存する必要: 1 うる事 日 前に開 なり は、 年度 は 10年間 生じたま 始した 10年と ŧ 0 は、 場 平 法 14 提 事

2月の税務 ピックアップ

贈与税の申告

1月1日から12月31日までの1年間に 財産の贈与を受けた人は、一定の要件に該 当する場合には贈与税の申告をする必要が あります。令和6年分の贈与税の申告は、 令和7年2月1日から同年3月17日までに 行います。

令和6年度税制改正で、住宅取得等資金 の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 の適用期限が令和8年まで3年間延長され ました。

ただし、非課税限度額が1,000万円とな る「良質な住宅」の要件について、新築住 宅の省エネ性能要件がZEH水準(断熱等性 能等級5以上(結露の発生を防止する対策 に関する基準を除く)、かつ一次エネルギー 消費量等級6以上)に改正されている点に ご注意ください。なお、令和5年12月31 日までに建築確認を受けた住宅又は令和6 年6月30日までに建築された住宅は、従 来の要件で適用を受けることができます。